

「脱メタボ！フードモデル等」の貸出要綱

（目的）

第1 この要綱は、黒川地区におけるメタボリックシンドロームの予防・改善を推進するため、黒川地区地域医療対策委員会（以下「地域医療対策委員会」という。）が所有する教材（以下「教材」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

（貸出教材）

第2 この要綱により貸出しを行う教材は、別表1に掲げるとおりとする。

（貸出対象者）

第3 貸出対象者は、黒川地区において、メタボ予防・改善に取り組む者又は団体等とする。

（費用）

第4 教材の貸出しにかかる費用は、無料とする。

（貸出方法）

第5 貸出しを希望する者は、事前に貸出状況を地域医療対策委員会に確認の上、貸出申込書（様式第1号）を貸出希望日の1週間前までに地域医療対策委員会会長あて、直接提出、郵送、ファクシミリ、電子メールいずれかの方法により提出し、承認を受けるものとする。

2 教材の貸出場所は宮城県塩釜保健所黒川支所（以下「黒川支所」という。）とし、貸出期間は原則として7日以内とする。

（禁止事項）

第6 教材を使用する者（以下「使用者」という。）は、教材の使用にあたり、善良な管理者としての注意をもって管理するものとし、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 貸出申込書に記載した使用目的以外での使用
- （2） 教材の第三者への転貸

（貸出期間中の責任）

第7 教材を紛失又は破損したときは、使用者は直ちに地域医療対策委員会会長にその状況を文書により報告しなければならない。

2 使用者の不注意又は不適切な使用により、教材に損害が生じた場合は、原状回復に要する費用を使用者が負担するものとする。ただし、天災その他特別な理由があると

地域医療対策委員会が認めた場合は、この限りではない。

- 3 教材の使用にかかる事故等については、使用者の責任において対処しなければならない。

(教材の返却)

第8 教材の返却場所は黒川支所とする。

- 2 使用者は教材返却時に教材返却時チェックリスト（別紙1～10）及び教材利用アンケート（様式第2号）を記入の上、併せて地域医療対策委員会へ提出するものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、教材の貸出しに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月20日から施行する。